

石綿業務に従事されていた労働者の皆様 または労働者のご遺族の皆様へ

厚生労働省では、石綿にさらされる業務（以下「石綿業務」といいます。）に従事していた労働者（離職者を含みます。）に関する健康管理対策及び労災補償等に積極的に取り組んでいるところです。

下記事項のいずれかに該当する方は、健康管理手帳又は労災補償等の対象になりますので、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局への相談又は手続を必ず行ってください。

なお、御不明な点がありましたら、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へお問い合わせください。

記

1 石綿健康管理手帳制度（都道府県労働局への相談・申請をお勧めします。）

（1）石綿を製造し、又は取り扱う業務に一定期間以上従事していた方（※）

①石綿の製造作業、石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業、石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業に1年以上従事。（ただし、初めて石綿の粉じんにはばく露した日から10年以上経過していること。）

②上記の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事。

（2）石綿を製造し、又は取り扱う業務（直接業務）だけでなく、同じ作業場内で石綿を直接取り扱わない業務（周辺業務）に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある方（平成21年4月1日から対象）

※石綿健康管理手帳の対象となる方は、転職又は退職し、現在は石綿に係る業務から離れている方となります。

2 労災補償・特別遺族給付金制度（労働基準監督署への相談・請求をお勧めします。）

（1）石綿業務が原因で肺がんや中皮腫等の疾病が発症した方やそれらの病気により死亡された労働者の御遺族

（2）平成28年3月26日までに石綿による疾病により亡くなった労働者のご遺族で時効により労災保険の遺族補償給付を受給することができない方